

# 道路占用適正化調査にご協力ください!

市川市 道路交通部 道路管理課

道路境界線を越えて継続的に道路を占用するには、道路法に基づく道路管理者(市道の場合は市川市)の「道路占用許可」が必要です。道路上空に突き出る看板類についても、占用許可が必要になります。しかしながら、市内には道路に越境し許可なく設置されている突出し看板等が非常に多く見受けられます。

そこで、市川市では、適正な道路の利用及び事故の抑制、街並みの美化を図るため、 道路占用適正化調査を実施いたします。 (詳細は裏面をご確認ください。)

調査では、日中に道路管理課の職員が現地にて、看板等の高さや大きさの測定作業等を行います。つきましては、ご多忙中とは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願い致します。

問い合わせ先

市川市役所 道路交通部 道路管理課 占用担当 〒272-0033 市川市市川南2丁目9番12号 IEL047-712-6345

## 【道路占用適正化調査とは?】

本事業は、適正な道路利用及び事故の抑制を目的として、道路上を占用している看板等を調査し、法令にのっとった形に適正化することを目的としています。道路管理課職員が現地に伺い、測量作業等を行い、適正化へのご案内をさせていただきます。

### 道路上に継続して物件を設置する場合には市川市の許可が必要です!

道路に物件を設置することは、道路法により原則禁止とされています。しかしながら、敷地に余地がなくやむを得ない場合で一定の基準を満たしている物件であれば、道路管理者の「道路占用許可」を得て設置することが可能となります。道路に看板等を設置するには「道路占用許可」が必要であり、道路占用許可には占用料が発生します。

#### 【適正化の概要】

#### 【上空看板・日除け】

① 以下の基準を満たすものは、道路占用許可を得て、設置することが可能になります。実態調査の中で道路占用許可申請のご案内を致しますので、速やかにご申請いただき、占用料をお支払いただききます。占用許可には期間が定められ、期間中は安全点検等適正な管理が義務付けられます。期間満了後継続して道路上に設置する場合は更新申請が必要となり、占用料も更新毎に発生致します。

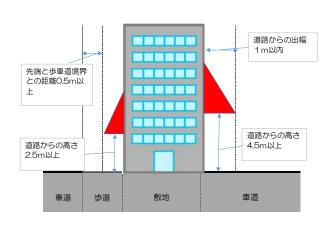


敷地

←側溝

道路

#### 〈日除け許可基準〉



#### 〈占用料〉

物件名	単位	占用料
上空看板	表示面積1㎡につき1年	6,671円
日除け	占用面積1㎡につき1年	3,120円

- ② 基準を満たさないものについては、道路管理上支障が認められるため、一定の期間内に改善または撤去をしていただきます。改善が認められた場合は、①のとおり道路占用許可申請をしていただきます。
- ※ 道路上に立て看板、旗ざお等を置くことは、祭礼のため一時的に設けるもの以外は許可できません。速やかに民地内に移動してください。